

情報なんぶ

平成30年4月19日発行

南部町行政だより 第178号

総務課 電話66-3112

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / soumu@town.nanbu.tottori.jp

■ 南部町非常勤職員等の募集について ■

平成30年6月1日から勤務していただく非常勤職員を募集します。

【募集内容】

募集職種（担当課）	一般事務員（産業課）
業務内容	南部町内の給食施設の食材の調達・運搬等の業務、事務など
応募資格	・普通運転免許（AT限定可） ・ワード、エクセルの基本的操作のできる方
勤務時間	勤務日 月曜から金曜日までの週5日 勤務時間 週の勤務時間が38時間
給与	月額 150,500円 通勤手当、賞与の支給あり
選考方法	面接のみ

※健康保険、厚生年金、雇用保険に加入します

【提出していただく書類】履歴書（市販のA4版のもので写真を必ず貼付）

【提出締切】平成30年5月16日（水）

【提出先】〒683-0201 西伯郡南部町天萬558 南部町役場 産業課

【選考方法】上記記載のとおり、実施日程は応募者の方に別途お知らせします

【問い合わせ先】産業課 ☎ 64-3783

■ 水道料金、下水道使用料の減免制度について ■

次に該当する方は、申請により水道料金、下水道使用料の減免を受けることができます。

区分	制度	減免内容（還付内容）	申請時に必要な物
水道	①漏水による水道料金還付	昨年同期との比較により算定された認定請求水量と漏水時の請求額の差額を還付します。 ※一旦は水道料金をお支払いいただきます。	・印鑑 ・漏水の修理代の領収書 ・振込口座のわかるもの
下水道	②長期不在下水道使用料減免（病院等施設による長期不在）	6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在する方の世帯員数に相当する世帯員割の額 ※6ヶ月以上施設、病院等に長期滞在中である該当施設等の証明が必要になります。 減免金額 一人あたり540円/月（消費税込）	・印鑑 ・証明書 （用紙は南部町ホームページからプリントアウトしていただくか、役場上下水道室へお問い合わせください）

【問い合わせ先】上下水道室（建設課内） ☎ 66-4807

■ 南部町立図書館運営協議会 公募委員を募集します ■

南部町立図書館では、図書館の適正な運営を図るため南部町立図書館運営協議会を設置しています。図書館運営及び図書館サービスの充実を図ることを目的とし、運営について協議・協力していただく協議会委員を公募により募集します。

南部町立図書館運営協議会の概要

<内容> 図書館の事業計画、諸行事、図書館利活用者の拡充、暮らしに役立つ図書館実現に向けた取り組み等についての協議及び運営への協力

<構成> 12名以内（うち公募委員3名以内）

【募集人数】 3名以内

【任期】 平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間

【応募資格】 南部町に住所を有する満20歳以上の町民の方
※但し、現在南部町の他の付属機関の公募委員をされている方は除く。

【受付期間】 平成30年4月20日（金）から平成30年5月6日（日）まで（※必着）

【応募方法】 住所、氏名、性別、年齢、連絡先（電話番号）を明記して、下記についての小論文を提出してください。

*小論文テーマ：「南部町立図書館に期待すること」

*体裁：様式は自由、800字程度

※なお、応募された原稿は返却いたしませんので予めご了承ください。

【提出先】 南部町立法勝寺図書館または南部町立天萬図書館

【問い合わせ先】 南部町立法勝寺図書館（〒683-0351 南部町法勝寺342）

☎ 66-4463 メール toshokan@town.nanbu.tottori.jp

■ 平成30年度南部町ふれあい道路サポート事業の申し込みを募集します ■

町道維持管理活動の推進を図り、道路への愛着の増進を目的とした「ふれあい道路サポート事業」の申込み募集についてお知らせします。

【①除草委託事業（契約に基づく除草作業委託）】

- ・実施地域 町道の内、町の指定する区間
- ・申込要件 実施人数が5人以上
- ・作業費 ①30円/㎡（除草後の草を運搬処分する場合）
②20円/㎡（除草後の草を運搬処分しない場合）
- ・実施回数 1契約当たり年2回（5月～6月及び8月～10月）
- ・委託料 上記の作業費（述べ実施面積×㎡単価）及び経費（作業費の15%）
- ・申込期限 平成30年5月11日（金）
（希望路線に多数の申込があった場合は調整させていただきます。）

【②燃料支給事業（自主的な除草作業への燃料支給）】

- ・実施対象 地区作業で除草している集落間などを連絡する町道
※（除草委託区間は除く）
- ・支給燃量 実施延長（m）×0.01ℓ
※36ℓを限度として、混合油又はガソリンを現物支給
- ・引き渡し 町内の指定ガソリンスタンドでの引き渡し
- ・申込期日 実施日の2週間前

【問い合わせ先】 建設課 担当：大前 ☎ 36-8555

■ 汗かく農業者支援事業について ■

事業対象者	○事業区分①～④ 南部町内に土地を有し、販売を目的とした事業計画を予定している農業者 ○事業区分⑤～⑥ 農業者で、集落の農地を守るため、自発的に作業道整備や農地保全を行なう意欲的な農業者
事業申請	事業の申請書の提出が必要ですので、応募希望者は事前に産業課にご相談下さい。
申請期限	①～④は6月末までに⑤～⑥は10月末までに申請して下さい。

○事業内容

区分	内容	補助対象経費	補助率	補助金の上限
①養魚田整備	養魚田整備のために要する経費を補助する	重機等の賃借料、材料費、業者委託にした場合の工事請負費、修繕費（但し防水シート等の消耗品は除く）	1/2	250,000円
②栽培推進	果樹や薬草、薬木、花木の新植や改植に要する経費を補助する	苗木代、肥料、農薬、支柱（梨及びいちじくを除く）	1/2	150,000円
③施設整備	ハウス等の施設の新設、修繕、プランター栽培等のセットの導入に要する経費を補助する	ハウス資材費（中古可）、建設費、修繕費（ビニールの張替えは除く）、プランター栽培、ポット栽培、水耕栽培セットの導入費	1/3	500,000円
④機械整備	新規作物の栽培、または規模拡大、生産性・収益性向上により農業所得の向上を目指すため、栽培管理・出荷調整に直接使用する機械の取得費を補助する	購入費50,000円以上の機械の取得費（水稲用機械、トラクター及び付属機器等、その他農業以外に利用可能な汎用性のある機械を除く）	1/3	200,000円
⑤資格取得	重機、車輛、特殊機械を扱うための資格の取得に要する経費を補助する	資格取得に要する経費（受験料、受講料、テキスト代） ※ただし、不合格は不可	1/3	30,000円
⑥農地改良	自らの作業により行う、用排水路・農地整備のために係る費用を補助する。 ※業者請負も対象になりました。	材料費（砕石、真砂、二次製品、塩ビ管）、重機等の借上料、労務費（県標準単価による）	1/2	200,000円

※「じげの職人支援事業」は「汗かく農業者支援事業」に統合され、一つの事業として生まれ変わりました。また、農地改良は業者請負による施工も対象に加えました。

【問い合わせ先】 産業課（天萬庁舎） ☎ 64-3783

■ 農業を始めてみませんか！！新規就農相談会（無料） ■

農業を始めてみようと考えている方を対象とした無料相談会を行います。

【日時・場所】

期 日	時 間	会 場
5月20日（日）	午前10時から	米子市立図書館研修室
9月16日（日）	午後3時まで	（米子市中町8）
2月10日（日）		電話 0859-22-2612

※出来るだけ事前のお申し込みを以下の問い合わせ先をお願いします。

【問い合わせ先・相談窓口】

（公財）鳥取県農業農村担い手育成機構 米子本部

〒683-0054 米子市糀町1-160（西部総合事務所）

☎ 0859-31-9644

FAX 0859-35-0198

メール kashima@t-agri.com

■ 高校等通学定期券・回数券購入助成金の申請内容に変更があります ■

町では高校等の通学に利用するバスと鉄道の定期券・回数券の半額を助成しています。

引き続き事業を行います。申請内容・期限等に変更がありますのでお気を付けてください。

	変更後	変更前
年度をまたぐ定期券の取り扱いの変更	定期券の有効期限が年度を超えていても一括で助成できるようになりました。 ※平成29年度に、日割り計算で申請された方は平成30年6月29日（金）までに申請してください。	定期券の有効期限が購入した年度の3月31日を超える場合は日割り計算で助成。年度を超えている日数分については再度申請が必要。
申請期限の変更	購入日より90日以内に申請。ただし、3年生については購入日から90日以内、又は卒業する年度の3月で教育委員会がお知らせする日のいずれか早い日までに申請することとしました。	購入日より90日以内、又は3月15日までのいずれか早い日。

【申請に必要な書類】 学生証の写し、認印

定期券の場合：定期券の写し

回数券の場合：回数券原本（購入時の枚数を1枚も使用していないもの）
領収書

【申請場所】 教育委員会、法勝寺庁舎町民生活課、健康管理センターすこやか

※回数券の受付は教育委員会のみで行います

【問い合わせ先】 教育委員会 ☎ 64-3787

■ 介護保険制度住民説明会について ■

南部箕蚊屋広域連合では、平成30年度から平成32年度の3年間の計画期間とする「第7期介護保険事業計画」を策定しました。

この計画を実施するにあたり、計画の内容や介護保険制度、介護保険料についての説明会を開催します。皆さま、お誘いあわせの上、ご参加ください。

【 日 程 】

開 催 日 時	会 場
4月25日（水）（昼の部）午後1時30分～3時 （夜の部）午後7時～8時30分	富有まんてんホール 南部町役場 天萬庁舎3階

【問い合わせ先】 健康福祉課 66-5524

■ 介護用品購入の助成をします ～南部町介護用品購入助成事業～ ■

南部町では高齢者の在宅介護を支援することを目的に、在宅で要介護3以上の高齢者を介護している世帯に対し、介護用品購入の助成を行っています。

【対象とならない場合】

施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等）、病院に入所・入院されている期間は利用できません。

【対象者、助成方法等】 ※申請月により助成額を決定します。

対 象	助 成 額	助 成 方 法	利用可能店舗（登録順）
◆要介護3の在宅の高齢者を介護している世帯 ◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税課税世帯	申請月から算出 月額2,000円 年額24,000円を上限として助成	クーポン券（きみどり色） 指定店で対象品目が購入できます	ヤマト薬局 なんぶ薬局 介護タクシー123 （介護用品販売） ウェルネス西伯店
◆要介護4又は5の在宅の高齢者を介護している町民税非課税世帯	申請月から算出 月額4,000円 年額48,000円を上限として助成	クーポン券（もも色） 指定店で対象品目が購入できます	ナフコ南部店 ※取扱品目及び配達の有無などは申請受付時にお知らせします。

【対象品目】 紙おむつ（テープ止めタイプ）、紙おむつ（パンツタイプ）、尿取りパッド、防水シーツ、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、嚔下剤

【申請方法】 印鑑（認め印で構いません）、介護保険被保険者証をお持ちの上、下記問い合わせ先までお越しください。※介護保険被保険者証の有効期間をご確認ください。

【申請・問い合わせ先】 健康福祉課 ☎ 66-5524

■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

認知症の方の介護をしている家族のつどいを開催します。

介護についての日頃の思いを話し合い、仲間づくりやリフレッシュをする会です。毎月「認知症の人と家族の会」より相談員が来られ、認知症について勉強をしたり介護についての相談・助言を受けることができます。

*参加申し込みは不要です。男性介護者の方も是非ご参加ください。

【 日 時 】 5月18日（金） 午前10時～正午

*途中からのご参加や退席も可能です。ご都合に合わせてご参加ください。

【 場 所 】 健康管理センターすこやか

【 参加費 】 100円（茶菓代）

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター（健康福祉課） ☎ 66-5524

■ 「米やカフェ」開催のお知らせ ■

介護にかかわる方々のほか、地域の方々どなたでも自由に参加できる集いの場「認知症カフェ」を開催します。介護についての相談もできます。お気軽にお立ち寄りいただき、コーヒーやお菓子などお楽しみいただけます。*参加申し込みは不要です。

【日時】 5月15日(火) 午前9時30分～11時30分 *ご都合に合わせてご参加ください。

【場所】 えん処 米や (法勝寺旧道 法勝寺駐在所隣)

【参加費】 100円(茶菓代) *別途イベント材料費 100円(予定)をいただきます。

【内容】 5月のイベントとして、本笹巻作りを予定しています。

ご興味のある方は、一緒に作ってみることもできます。

【その他】 この「米やカフェ」は、ボランティアで運営されています。

一緒にボランティアしていただける方も募集しています。

【問い合わせ先】 南部地域包括支援センター(健康福祉課) ☎ 66-5524

■ 認知症予防教室 参加者募集!! ■



アルツハイマー型認知症などの発症及び進行予防には健康的なライフスタイル、生活習慣病対策、適切な運動が有効であると言われており、更に50歳頃から予防に取り組むことが重要です。

西伯病院では身体検査及び認知機能検査を実施した上で、認知症予防のための生活習慣や運動習慣の習得を目指す認知症予防教室を開催致します。

<募集対象>

- ①南部町在住の方
- ②年齢が50代～70代半ばの方
- ③2018年6月～12月までの6か月間、毎週水曜日の運動教室に継続して参加が可能な方(時間は14時～16時)
- ④物忘れが心配な方

【募集期間】 4月16日～5月15日

【問い合わせ先】 西伯病院 ☎ 66-2211

■ 加工施設「めぐみの里」の利用申し込み先が変更になります ■

平成30年4月1日から地域農産物加工施設めぐみの里が指定管理者による管理となります。これに伴い、めぐみの里の利用申し込み先、利用料の支払方法が変更になります。

【利用申込先】 次の窓口へお電話でお申込みください

公益社団法人 青年海外協力協会(JOCA) 南部事務所

☎ 36-8010

【利用料支払】 利用時に現金でお支払ください

※ 利用時に青年海外協力協会職員が徴収します

【利用料】 利用料金はこれまでと変更ありません

【指定管理期間】 平成30年4月1日～平成33年3月31日

【問い合わせ先】 産業課(天萬庁舎) ☎ 64-3783